



「公 印 省 略」

21久保第3758号
平成21年8月31日

各 医 師 会 長 殿

福岡県久留米保健福祉環境事務所長

新型インフルエンザ患者発生時における学校等の臨時休業要請基準について

日頃から新型インフルエンザ対策の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、標記について県としての要請基準が別添のとおり定められましたのでお知らせします。
つきましては、貴会員への周知についてよろしくお願いします。

【別添】

「新型インフルエンザ患者発生時の学校等の対応について」

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 毛利康茂
新型インフルエンザ対策委員会
会長 丸山 泉

新型インフルエンザ患者発生時の学校等の対応について

経 過

- 現在、全国的に新型インフルエンザが流行している状況にあり、本県においても同様の状況にある。
- また、感染拡大の場となりやすい学校がまもなく新学期を迎えることを受け、今後、感染が急激に拡大することも懸念される。
- このため、新型インフルエンザ患者発生時の学校等の臨時休業の対応について県としての要請基準を次のとおり定めるものである。

対 応

1 学校等

インフルエンザ様症状を呈して欠席した者及び登校者で同様の症状を呈している者が同一学級内で概ね2割以上確認された場合、原則として当該学級の5日間程度の閉鎖を要請する。

感染の急激な拡大を防止する上で特に必要と認められる場合は、上記に関わらず必要な措置を講ずるものとする

(*「学校等」とは、学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校等をいう。)

〈参 考〉

	状 況	対 応
①	り患児童・生徒の発生が確認された場合	当該児童・生徒の出席停止 (解熱後2日目まで)
②	同一学級内でインフルエンザ様症状の欠席者等が2割以上確認された場合	当該学級の閉鎖を要請 (休業期間:5日程度)

- * 臨時休業解除後のインフルエンザ様症状を呈している生徒には個別に出席停止で対応する
- * 休業期間を終了しても、生徒が登校できないことにより学校運営に支障をきたす場合には、臨時休業の延長を検討する
- * インフルエンザ様症状とは、38度以上の発熱・鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛、咳等の症状をいう

2 保育所等社会福祉施設（通所施設）等

原則として、臨時休業の要請は行わない。

感染の急激な拡大を防止する上で特に必要と認められる場合は、上記に関わらず必要な措置を講ずるものとする。

（＊「保育所等社会福祉施設（通所施設）」とは、保育所、老人デイサービスセンター、知的障害児通園施設、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）等をいう。）

〈参 考〉

	状 況	対 応
①	り患児童等の発生が確認された場合	当該児童等の通所停止 （解熱後 2 日目まで）
②	同一学級内でインフルエンザ様症状の 欠席者等が 2 割以上確認された場合	* 臨時休業の要請は行わない。

施 行 日

平成 2 1 年 9 月 1 日（火）